

和田山町久世田の一部地域（城南台区）

（抜粋）城南台区自治会規約

4. 建築物の自主規制について

本団地内の建築物については「建築基準法」等関係法令のほか、住環境維持のため、以下の自主規制を定める。

自己の建物を第三者に譲渡する場合もこの内容を第三者に継承させ遵守させるものとする。

①容積率は、150%を超えてはならない。（延床面積の敷地に対する割合）

②建ぺい率は、60%を超えてはならない。（建築面積の敷地に対する割合）

※ ただし、敷地が4m以上の道路に接した角地にあつて70%を限度とする。

③建物の高さは、現況地盤より12m以下でかつ地階を除く階数が2階までとする。

④敷地北側の斜線は、第一種及び第二種低層住居専用地域で規制する斜線制限で、立ち上がり7.5m、勾配1.25とする。

⑤建築物の外壁又は、これにかわる柱の面から前後道路及び隣地境界までの距離は1mとしなければならない。ただし、車庫、ポーチ、門、塀及び次にあげる用件に該当する物置その他これに類する用途に供する建築物を除く。

（1）軒の高さが2.3m以下でかつ床面積が5㎡以内であるもの

（2）外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの

⑥道路もしくは隣地との境界に面して塀を設ける場合は、現況地盤からの高さは、

1.8mを限度とし、コンクリートブロック造を避けて、生垣またはパイプフェンス等見通しのよいものとする。

⑦宅地高は現況地盤高とし変更はしないものとする。

⑧建築物の用途は居住に限られ、営利を目的とする行為や事務所としての利用等はないものとする。